

千坊山遺跡 旧運動場(北から)



千坊山遺跡 遊具(北から)



千坊山遺跡 遊具 (東から)



千坊山遺跡 農作業小屋 (東から)



千坊山遺跡 遊具 (南から)

写真11 史跡の現状写真(8)



千坊山遺跡 旧運動場掘削状況 (東から)



六治古塚墳墓 現状 (北から)

写真12 史跡の現状写真(9)



六治古塚墳墓 崖面現状 (南から)



六治古塚墳墓 境界ブロック塀



六治古塚墳墓 南側崖面 (西から)



六治古塚墳墓 崖面空中写真(南から)

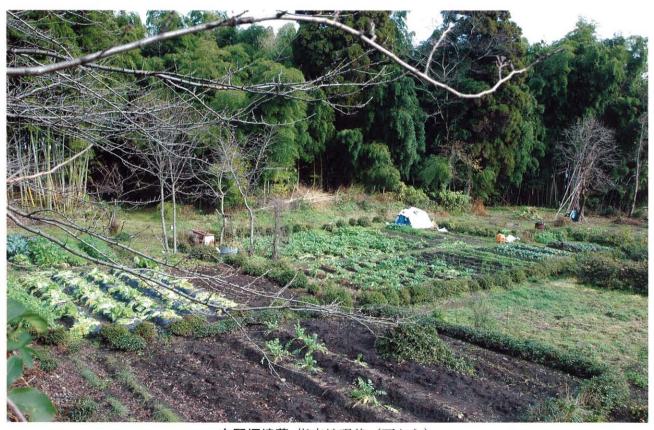


六治古塚墳墓 境界側溝

写真13 史跡の現状写真(10)



向野塚墳墓 空中写真(南東から)平成11年度撮影



向野塚墳墓 指定地現状 (西から)

写真 14 史跡の現状写真(11)



向野塚墳墓 指定地内井戸(東から)



向野塚墳墓 墳丘遺存状況 (西から)



向野塚墳墓 墳丘竹繁茂状況(西から)



向野塚墳墓 指定地内畑作状況(東から)



富崎墳墓群1・2号墓 (西から)

写真 15 史跡の現状写真(12)



富崎墳墓群2号墓 北崖面状況 (東から)





富崎墳墓群3号墓 入口(南から)



富崎墳墓群3号墓 伐採樹木など(西から)



富崎千里古墳群 1 号墳・9 号墳 現状(西から)

写真 16 史跡の現状写真(13)



富崎千里古墳群6号墳(左)・7号墳(右)(西から)



富崎千里古墳群2号墳 (西から)



富崎千里古墳群4号墳 (西から)



富崎千里古墳群10号墳 (北から)



富崎千里古墳群8号墳 (北から)

写真 17 史跡の現状写真(14)



富崎千里古墳群 指定地北端崩落状況(北から)



富崎千里古墳群 スギ植林 (西から)



富崎千里古墳群 スギ倒木 (西から)



富崎千里古墳群 指定地内地蔵尊(東から)



富崎千里古墳群 指定地内地蔵尊(南東から)

写真 18 史跡の現状写真(15)

第3章 保存・管理

第1節 基本方針

史跡王塚・千坊山遺跡群は、7ヵ所の遺跡が東西 1.5 km、南北 3 kmという広大な範囲に点在する。史跡を将来にわたって良好な状態で保存していくため、各遺跡の現状と問題点を踏まえ、保存管理の基本方針を次のとおり定める。

- (1)各遺跡ごとに、現状と問題点、損壊状況や地形などから、第1種·第2種·第3種、第4種(指定地外)の4種の地区に区分し、地区ごとに現状変更の取扱基準を定める。
- (2) 損壊している遺跡については、復旧・修理を検討する。
- (3)遺跡と関係のない後世の構築物は、可能な限り移転・撤去を行う。
- (4) 墳丘や遺構等を損壊するおそれのある樹木等は必要に応じて整理を行い、倒木による被害に留意する。
- (5) 景観や衛生面への配慮から、定期的に除草や指定地の見回りを実施する体制を検討する。

各地区ごとの現状変更等の取扱基準を次のとおり定める。

地区名	現状変更等の取扱基準	
第1種地区(指定地)	主要な遺構が存在する地区である。重点的に保護し、史跡の調査研	
第2種地区(指定地)	完・保存・管理・活用に資するもの以外の現状変更を認めない。地形改変により遺構が存在しない地区である。史跡にふさわしい景観に配慮する。史跡の調査研究・保存・管理・活用に資するもの以外	
	の現状変更を認めない。	
第3種地区(指定地)	現況が山麓斜面の地区である。景観としての保全を図りながら、遺 構保護・防災工事・管理用道路敷設・眺望確保のための間伐などの現 状変更は検討する。ただし遺構に影響があるときは認めない。	
第 4 種地区(指定地外)	史跡と一体的に捉えられる、またはその可能性がある地区である。 文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地である。地権者に景観保全な どについて理解と協力を求める。	

(遺跡個別の取扱は P134~P146 参照)

第2節 構成要素

1. 史跡の価値を構成する諸要素

史跡王塚・千坊山遺跡群の価値を構成する要素は、墳丘墓・古墳の墳丘や周溝など地上に表れている 遺構と、地下に埋蔵されている遺構・遺物等と、それらを含む一定の広がりの空間である。

史跡を構成する遺跡	①王塚古墳、②勅使塚古墳、③千坊山遺跡、④六治古塚墳墓、 ⑤向野塚墳墓、⑥富崎墳墓群、⑦富崎千里古墳群 <u>計7カ所</u>
指定面積	110, 878 m²
地権者数	130 名
筆 数	315 筆

(1) 王塚古墳 (P123 図 48)

立地:標高 130mの丘陵東縁辺部尾根上、平野側が眺望できる高位に立地。

形態:前方後方墳。主軸は真北から41°東へ振る。

規模:全長 58m、後方部長 31m、前方部長 27m、後方部幅 33m、前方部幅 26m、

くびれ部幅 15m、高さ最大約 7.6m。

埋葬施設:未調査。

出土遺物:不明。

築造時期: 古墳時代前期と推測される。

遺存状況:墳丘前方部前庭部、後方部南側に損壊あり。

(2) 勅使塚古墳 (P124 図 49)

立地:標高 130mの丘陵北東縁辺部尾根上、平野側が眺望できる高位に立地。

形態:前方後方墳。主軸は真北から60°東へ振る。

規模:全長 66m、後方部長 35m、前方部長 31m、後方部幅 37m、前方部幅 24m、

くびれ部幅 11m、高さ最大約 8.8m。

埋葬施設:後方部中央に、長さ6.2m以上幅6.1mの長方形の墓壙を検出。

地表面から約2m下で槨の痕跡らしきものを確認。

出土遺物: 古墳土師器(壺、高杯、蓋)。

築造時期: 古墳時代初頭。

遺存状況:墳丘後方部に損壊あり。

(3) 千坊山遺跡 (P125 図 50)

立地:標高34.7~52mの独立丘陵上に立地。

形態:集落遺跡。

規模:東西 240m、南北 240m、約 4.1ha の範囲で、竪穴住居跡を 24 棟、柱穴、土坑、溝などを確認。

出土遺物: 弥生土器 (甕、壺、高杯、器台、蓋、鉢、匙) 他。

時期: 弥生時代終末期。

遺存状況:竪穴住居等の遺存状況は良好。

(4) 六治古塚墳墓 (P126 図 51)

立地:標高 57mの辺呂川左岸台地南端。

形態:四隅突出型墳丘墓。主軸は真北から24°東に振る。

規模 墳 丘:側辺裾部一辺 24.5m、頂部一辺 9.5m、高さ最大 4.8m

突出部:長さ7m、最大幅(推定)11m。

埋葬施設:墳頂部に主体部と考えられる掘り込みを検出。南北幅 2.9 m。

出土遺物:弥生土器(甕、壺、高杯、器台、蓋)他。

築造時期:弥生時代終末期。

遺存状況:指定地南側が辺呂川の侵食を受けており、墳丘南側が進行中。

(5) 向野塚墳墓 (P126 図 51)

立地:標高 52mの台地上に立地。

形態:前方後方形墳丘墓。主軸は北から60°東へ振る。

規模:全長25.7m、後方部長15m、前方部長10.7m、後方部幅17m、前方部幅7.8m、

くびれ部幅 5m、高さ最大 2.6m。

埋葬施設:後方部墳頂部に主体部と考えられる掘り込みを検出。

長さ4m、幅2m程度(推定)。

出土遺物: 弥生土器(壺、甕、蓋)他。

築造時期: 弥生時代終末期。

遺存状況: 墳丘の大部分が後世の耕作による改削を受けている。

(6) 富崎墳墓群 (P127 図 52)

弥生時代後期後半から終末期の四隅突出型墳丘墓3基からなる墳墓群。

ア. 1号墓

立地:標高 70mの丘陵北東辺縁部。

形態:四隅突出型墳丘墓。主軸は真北から東へ8°振る。

規模 墳 丘:側辺裾部一辺 21.7m (推定)、高さ最大約 3m。

突出部:長さ6m、最大幅9m。

埋葬施設:未調查。

出土遺物: 弥生土器他。

遺存状況:墳丘全体に後世の改変あり。

イ. 2号墓

立地:標高70mの丘陵北端。

形態:四隅突出型墳丘墓。主軸は真北から4°東に振る。

規模 墳 丘:側辺裾部一辺 17m以上(推定)、高さ最大約 2m。

突出部:長さ6.3m、最大幅9.5m。

埋葬施設:未調查。

出土遺物:弥生土器他。

遺存状況:北側と東側欠損、墳丘全体に後世の改変あり。

その他:1号墓とほぼ同じ規模と推定される。

ウ. 3号墓

立地:標高67.5mの丘陵北東端尾根上。

形態:四隅突出型墳丘墓。主軸はほぼ真北。

規模 墳 丘:側辺裾部一辺22m、高さ最大4m。

突出部:長さ4m以上、幅7m以上。

埋葬施設:未調查。

出土遺物:弥生土器(甕、壺、高杯、器台、蓋)他。

遺存状況:北東と北西の突出部が一部損壊。

その他:南西突出部付け根及び突端部に土坑墓が検出された。

(7) 富崎千里古墳群 (P128 図 53)

前方後方墳1基、円墳1基、方墳15基の計17基からなる古墳時代前期の古墳群。2号墳、6号墳、9号墳、10号墳は、平成12年度に試掘確認調査を、1号墳・3号墳・4号墳・5号墳・7号墳・8号墳・11号墳・13号墳・14号墳・15号墳は、昭和61年度に測量調査を実施している。

ア. 1号墳

立地:標高 51mの丘陵東縁辺部尾根上。

形態:方墳と推定される。

規模:一辺13.5m、高さ0.8mの正方形であると推定される。

埋葬主体部、遺構、遺物、築造時期、遺存状況は未調査のため不明。

イ. 2号墳

立地:標高 46mの丘陵東縁辺部斜面。

形態:方墳、周溝が巡る。 規模:裾部一辺約14m。

埋葬施設:未調查。

出土遺物: 古墳土師器。

遺存状況:墳丘、周溝とも良好。

ウ. 3号墳

立地:標高 46mの丘陵東縁辺部斜面。

形態:方墳と推定される。

規模:一辺 6.5~6.7m、高さ 0.5mと推定される。

埋葬主体部、遺構、出土遺物、築造時期、遺存状況は未調査のため不明。

工. 4号墳

立地:標高 47mの丘陵東縁辺部斜面。

形態:方墳と推定される。

規模:11m×9m、高さ1.7mの長方形と推定される。2 号墳の試掘調査の際、北東隅周溝を検出した。

埋葬主体部、遺構、出土遺物、築造時期は、未調査のため不明である。

才. 5号墳

立地:標高 47mの丘陵東縁辺部斜面。

形態:方墳と推定される。

規模:11.5m×9.5m、高さ0.7mの長方形と推定される。

埋葬主体部、遺構、出土遺物、築造時期、遺存状況は未調査のため不明である。

力. 6号墳

立地:標高 48mの丘陵東縁辺部斜面。

形態: 方墳、周溝が巡る。主軸は北から 20° 東へ振る。 規模: 裾部東西 10.5m、南北 15.5m、高さ最大 3.1m。

埋葬施設:不明。

出土遺物: 古墳土師器 (甕、壺、鉢) 他。

遺存状況:墳丘、周溝とも良好。

キ. 7号墳

立地:標高 48mの富崎丘陵東縁辺部斜面。

形態:方墳と推定される。

規模:12·6m×8.2m、高さ2.3mの長方形と推定される。

埋葬主体部、遺構、出土遺物、築造時期、遺存状況は未調査のため不明である。

ク. 8号墳

立地:標高 49mの丘陵東端部斜面。

形態: 方墳と推定される。

規模:10.2m×10m、高さ2.0mの長方形と推定される。

埋葬主体部、遺構、出土遺物、築造時期、遺存状況は未調査のため不明である。

ケ. 9号墳

立地:標高 55mの丘陵東端尾根上。

形態:前方後方墳。主軸は北から27°東へ振る。

規模:全長34m、後方部長20.2m、前方部長13.8m、後方部幅18.3m、前方部幅16.3m、

くびれ部幅 6.5m、高さ最大 4.2m。

埋葬施設:不明。後方部墳頂中央部に土器片が集中する部分がある。

出土遺物: 古墳土師器(壺、甕、高杯、器台、蓋)他。

遺存状況:良好。

コ. 10 号墳

立地:標高53mの丘陵東縁辺部斜面。

形態:円墳、周溝が巡る。

規模:裾部直径 20m、高さ最大 3.9m。

埋葬施設:不明。

出土遺物: 古墳土師器(壺、甕)他。

遺存状況:墳丘、周溝とも良好。

サ. 11 号墳

立地:標高 53mの丘陵東縁辺部斜面。

形態: 方墳と推定される。

規模 8.2m×6.8m、高さ0.4mの長方形と推定される。

埋葬主体部、遺構、出土遺物、築造時期、遺存状況は未調査のため不明である。

シ. 13号墳

立地:標高 44mの富崎丘陵東縁辺部斜面。

形態: 方墳と推定される。

規模:一辺 6.5m、高さ 0.3mの正方形と推定される。

埋葬主体部、遺構、出土遺物、築造時期、遺存状況は未調査のため不明である。

ス. 14号墳

立地:標高 47mの富崎丘陵東縁辺部斜面。

形態: 方墳と推定される。

規模:一辺7.5m、高さ0.3mの正方形と推定される。

埋葬主体部、遺構、出土遺物、築造時期、遺存状況は未調査のため不明である。

セ. 15号墳

立地:標高 51mの富崎丘陵東縁辺部斜面。

形態: 方墳と推定される。

規模:8.7m×6.8m、高さ0.4mの長方形と推定される。

埋葬主体部、遺構、出土遺物、築造時期、遺存状況は未調査のため不明である。

2. その他の施設の現状

(1) 王塚古墳 (P123 図 48)

案内板2基・標柱2基・石垣・階段・コンクリート柱5基・倒木がある。後方部頂部に三等三角点標石と太平洋戦争中の軍事施設基礎コンクリートがある。墳丘周辺に平成元年度植樹の桜が27本ある。墳丘全体をコナラなどの樹木が覆う。指定地に近接してフェンス・境界杭がある。

(2) 勅使塚古墳 (P124 図 49)

案内板2基・土嚢・ベンチ2基・倒木がある。墳丘全体を樹木が覆う。指定地斜面にスギ植林がある。

(3) 千坊山遺跡 (P125 図 50)

案内板1基・遊具3基・倒木・農作業小屋1棟・墓地1ヵ所・解体したプレハブがある。指定地斜面 にスギ植林などがある。指定地東側に近接して用水路がある。

(4) 六治古塚墳墓 (P126 図 51)

建物1棟・ブロック塀・側溝・倒木がある。墳丘全体をスギなどの樹木が覆う。

(5) 向野塚墳墓(P126 図 51)

井戸1基・階段1基・樹木・竹がある。指定地内は畑地と竹林が覆う。

(6) 富崎墳墓群 (P127 図 52)

案内板 1 基・倒木・竹がある。墳丘全体を牧草・樹木・竹林が覆う。3 号墓指定地に近接して墓地がある。

(7) 富崎千里古墳群 (P128 図 53)

地蔵尊1基・樹木・倒木がある。指定地に近接して駐車場がある。

10 号墳以外は、遺構全体を杉などの樹木が覆っている。

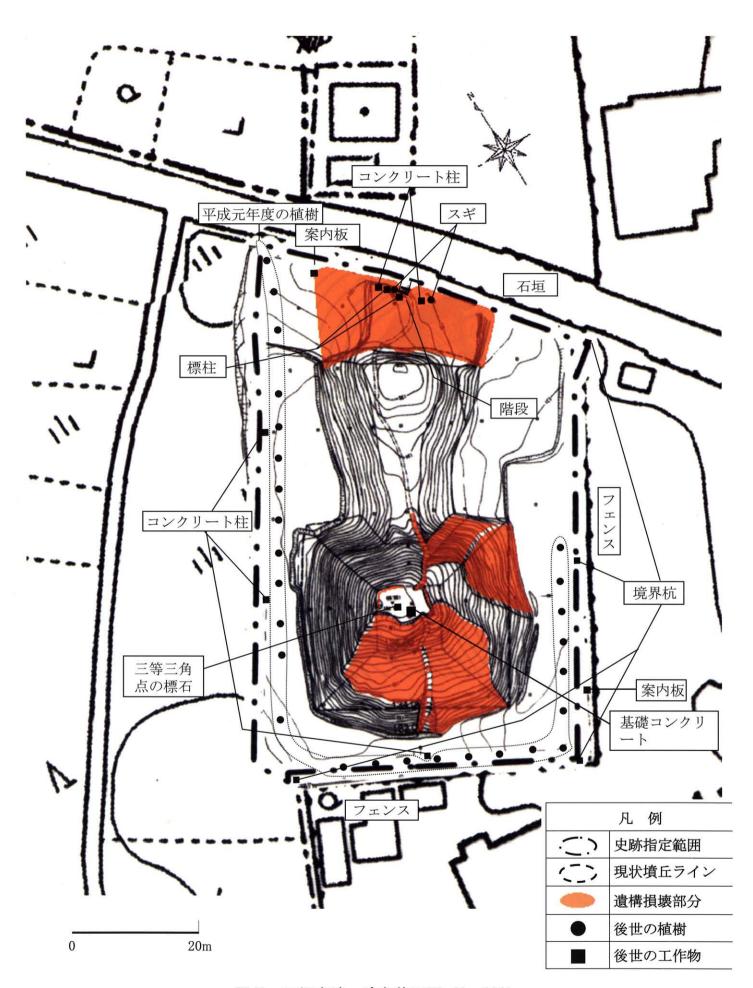


図48 王塚古墳 遺存状況図 (1:600)

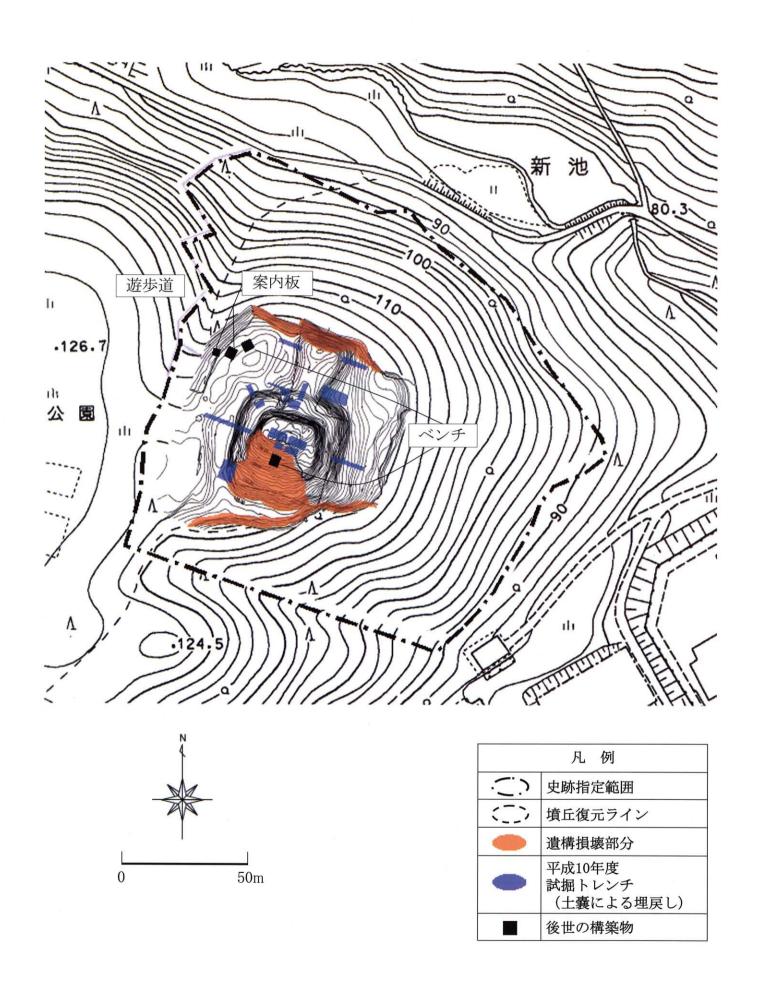
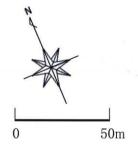


図49 勅使塚古墳 遺存状況図 (1:1,500)





	凡 例		
į.	史跡指定範囲		
	竪穴住居確認部分		
•	崩落地形		
	後世の構築物		

図50 千坊山遺跡 遺存状況図 (1:2,000)

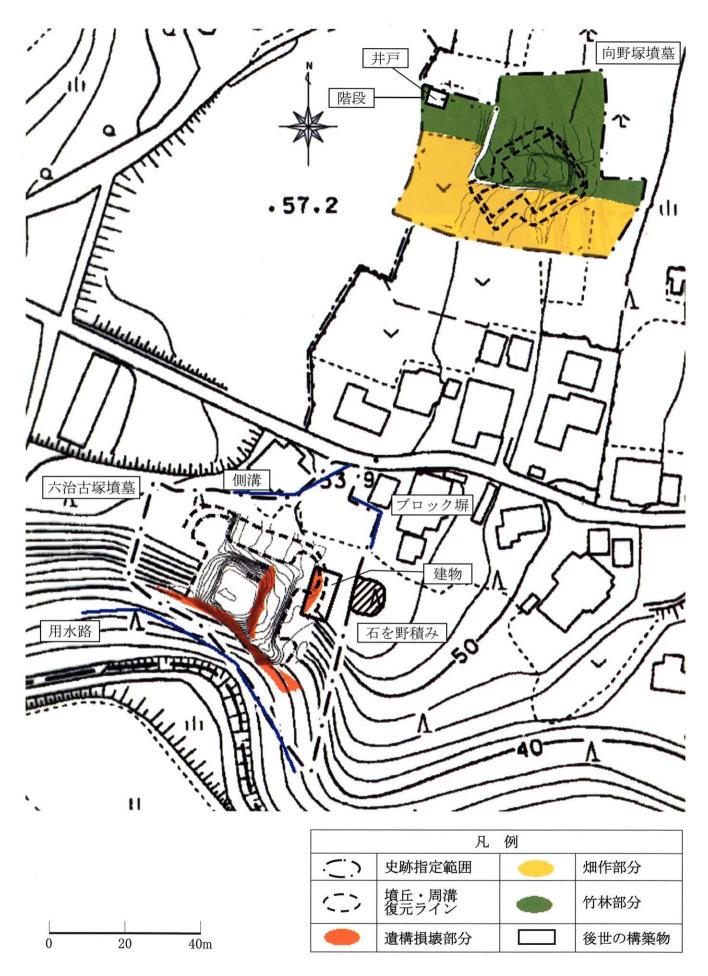


図51 六治古塚墳墓·向野塚墳墓 遺存状況図 (1:1,000)

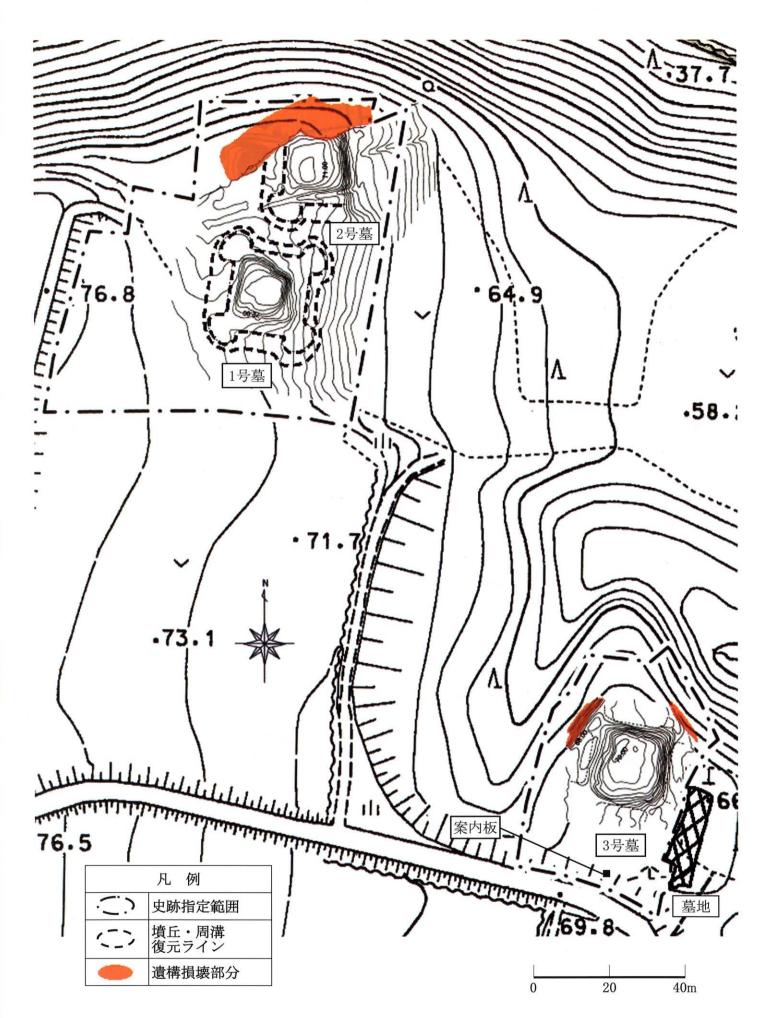


図52 富崎墳墓群 遺存状況図 (1:1,000)

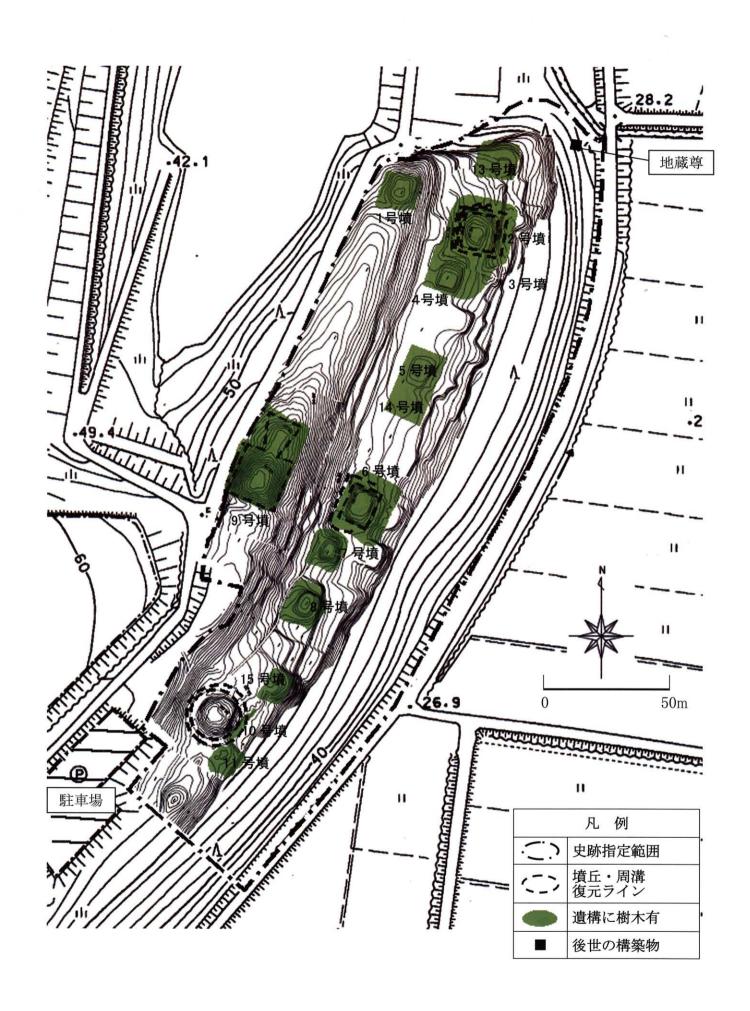


図53 富崎千里古墳群 遺存状況図 (1:1,500)

3. 周辺地域の現状と関連遺跡

(1) 各遺跡の周辺環境

ア. 王塚古墳 (P83 図 35)

指定地東と南側はフェンスを挟んで宿泊施設に接する。指定地西側は空地でまばらに草木が生える。 市道を挟んでゴルフ場が広がる。指定地北側は市道を挟んで市の浄水場がある。

イ. **勅使塚古墳** (P84 図 36)

指定地周辺全体は広葉樹林、スギ植林が覆い、自然環境が保たれている。

ウ. 千坊山遺跡 (P85 図 37)

指定地東側は道を挟んで古里小学校、住宅地と接する。指定地西側は国道 359 号に面する。指定地北側は水田と接し、国道 359 号が通る。指定地南西側は資材置き場と、指定地南東側は畑地と接する。

エ. 六治古塚墳墓 (P86 図 38)

指定地東側と西側はスギ植林と接する。指定地南側は急な崖となり、辺呂川と接する。指定地北側は 用水路を挟んで住宅と接する。住宅地の北側を道路が通っている。北西に富山病院の駐車場がある。

才. 向野塚墳墓 (P86 図 38)

指定地東側は県道小杉婦中線に面する。指定地西側は富山病院駐車場と接する。指定地南側は畑地と接する。指定地北側は指定地から続く竹林が広がる。

力. 富崎墳墓群 (P87 図 39)

1・2 号墓の東側、西側、南側は牧草地と接する。畜産試験場の管理道を挟んで西側に富崎城跡があり、 杉植林が広がる。指定地北側は崖に面し、広葉樹林となる。

3 号墓指定地東側は墓地、杉竹混合林と接する。指定地西側と北側は谷に面し、杉竹混合林が広がる。 一部が保安林に指定されている。指定地南側は畜産試験場の管理道路に面する。周辺の自然環境は保た れている。

キ. **富崎千里古墳群** (P88 図 40)

指定地東側は道路と接し、道路を挟んで水田が広がる。平野側への眺望は良好である。指定地西側は 畜産試験場の管理道路に面する。畜産試験場の調整池がある。指定地南側はスギ植林と接する。駐車場 が近接する。指定地北側は野草地が広がる。調整池から流れる水路がある。周辺の自然環境は保たれて いる。

(2) 史跡王塚・千坊山遺跡群に関連のある遺跡

ア 王塚古墳陪塚

立地:丘陵東端。 形態:方墳?

規模:長辺 13m、短辺 10m、高さ 2m。

埋葬施設、出土遺物、遺存状況:未調査のため不明。

イ. 富崎千里古墳群(北群)

3 基の方墳で構成される富崎千里古墳群の一群と推測される古墳群。

(ア) 16 号墳

立地:標高 52mの丘陵東端 (尾根上)。

形態: 方墳。主軸は北から19°東へ振る。

規模:裾部東西14.6m、南北14.7m、高さ最大2.7m。

埋葬施設:未調查。

出土遺物: 古墳土師器(壺、高杯、器台、蓋)他。

遺存状況:良好。

(4) 17 号墳

立地:標高52mの丘陵東端。

形態: 方墳。

規模、埋葬施設、未調査、出土遺物、遺存状況:未調査のため不明。

(ウ) 18号墳

立地:標高 52mの丘陵東端。

形態: 方墳。主軸は北から15°東へ振る。

規模:裾部東西19.8m、南北24.9m、高さ最大3.5m。

埋葬施設:未調查。

出土遺物: 古墳土師器(高杯、器台)。

遺存状況:良好。

ウ. 富崎赤坂遺跡・離山砦遺跡

立地:標高 102~120mの丘陵上。

形態:集落遺跡。

規模:竪穴住居跡、柱穴、土坑、溝などを確認した。

出土遺物: 弥生土器(甕、壺、高杯、器台、蓋、鉢、坩型土器)。

時期: 弥生時代後期後半~終末期。 遺存状況: 一部土取りにより損壊。

エ. 五ツ塚古墳群

立地:標高 127mの丘陵尾根上。

形態:円墳と推測される墳丘が5基が並ぶ。

規模 1号墳:直径17m、高さ3.2m(推定)、2号墳:直径15m、高さ2.7m(推定)

3号墳:直径20m、高さ3m(推定)、4号墳:直径17m、高さ3.3m(推定)

5号墳:直径22m、高さ4.5m (推定)。

埋葬施設、出土遺物、遺存状況:未調査のため不明。

才. 鏡坂墳墓群

(ア) 1号墓

立地:標高63mの丘陵辺縁部。

形態:四隅突出型墳丘墓。主軸は真北から東へ7°振る。

規模 墳丘:側辺裾部一辺 24.1m、高さ最大約 4.8m。突出部:長さ 4m以上、最大幅 12m

埋葬施設:未調查。

出土遺物:弥生土器(壷、甕、高杯、器台、鉢)他。

遺存状況:東側一部欠損。

(4) 2号墓

立地:標高57mの丘陵北端。

形態:四隅突出型墳丘墓。主軸は真北から62°東に振る。

規模 墳丘:側辺裾部一辺 13.7m、高さ最大約 3m突出部:長さ 3.75m、最大幅 6m

埋葬施設:未調查。

出土遺物: 弥生土器(壷、高杯、器台、鉢)他。

遺存状況:南側一部欠損、後世の改変あり。

力. 杉谷古墳群

四隅突出型墳丘墓を含む、前方後方墳1基、円墳1基、四隅突出型墳丘墓1基、方墳8基の合計11基で構成される古墳群。

(ア) 4号墳

立地:標高 53mの丘陵辺縁部。

形態:四隅突出型墳丘墓。墳丘の対角線が南北方向に合う。

規模 墳丘:側辺裾部一辺 25m、高さ最大約 3.9m。突出部:長さ 15m、最大幅 13.6m。

埋葬施設:未調查。

出土遺物: 古墳土師器(壷、甕、高杯)他。

遺存状況:良好。

第3節 保存・管理の方策

史跡王塚・千坊山遺跡群は、7カ所の遺跡が東西 1.5km、南北 3kmという広大な範囲に点在する。史跡を将来にわたって良好な状態で保存していくため、史跡全体に共通する保存管理の考え方と、各遺跡の実情に合わせた方策を設定する必要がある。

1. 史跡全体の保存・管理の考え方

(1) 損壊している史跡の保存管理

史跡は、墳丘など地上に表れている遺構だけでなく、地下に埋蔵されていて、現在も遺存状況が不明な部分も多い。

そのため、史跡の保存・管理・活用上必要な試掘確認調査を実施し、各遺跡の遺存状況を把握する。 重要な遺構の広がりが確認された場合は、追加指定の検討も視野に入れる。

現在、調査により損壊していることを確認している遺構については、類似例を参考にしながら、復 旧、修理、保護措置を行う。

(2) 遺跡と関係のない後世の構築物の取扱

遺跡の形成から長い年月が経過している。その間に遺跡と直接関係のない構築物が築かれたりしている。これらは、可能な限り移転、撤去を行う。

なお、指定地の既設案内板などは、史跡とは直接関係のない構築物であるが、見学者の便宜を考慮し、かつ史跡の本質的価値や環境を損ねるものではないため、撤去は行わない。破損した場合は修繕する。

(3) 樹木等の整理と倒木による被害への対処

墳丘や遺構等を損壊するおそれのある樹木等は整理を行い、倒木による被害に留意する。なお、樹木については、雑草の繁茂や表土流出を防ぐ効果がある。このため整理・伐採にあたっては史跡に影響が及ばないように留意する。

また、倒木による史跡の被害は状況に応じて対処する。

(4) 定期的に除草や指定地の見回りを実施する体制

指定地周辺については、所有者や土地の管理者に史跡の保護、活用に協力を求める。 史跡には、案内板、フェンス等を設置するなど、その周知に努める。

2. 史跡の公有化方針と管理団体の指定

(1) 史跡の公有化方針

指定地は多くの所有者(130名)がおり、土地利用の形態も複雑である。市が適切な史跡の保存管理を図るため、史跡等購入費国庫補助金を活用し、必要性や優先度を十分に検討し、史跡の公有化を推進する。

(2)管理団体の指定

文化財の管理は、文化財保護法上、原則として所有者が行うこととされている。しかし、多くの史跡においては、指定の対象となった土地等の管理及び利用と文化財としての管理とは無関係であると考えられ、所有者に文化財としての管理を行わせることは適当ではない場合が多い。そのため、史跡の所在する地方公共団体その他の法人が史跡等の管理団体に指定され、史跡の保存管理に当たる場合が多い。指定地のうち、県有地、寺社地などは公有化は行わないものの、文化庁長官から富山市が史跡の管理団体の指定を受け、史跡の保存管理を行う。

※参考 文化財保護法第 113 条

(管理団体による管理及び復旧)

史跡名勝天然記念物につき、所有者がいないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第 119 条第 2 項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

3. 各遺跡の保存・管理方法

(1) 王塚古墳

後方部、前方部前端は侵食や後世の改変により損壊している。試掘確認調査を実施し、結果に基づき、 類似例を参考としながら、適切な工法で復旧を検討する。

指定地には、コンクリート柱、倒木など、遺跡の本質的価値とは直接関係ない要素があり、撤去を原則とする。既設の案内板・階段等は、見学者の便宜のため残す。

樹木については、遺構に影響を及ぼすような抜根は認めない。

(2) 勅使塚古墳

前方部と後方部東南隅は急斜面に接しており、防災措置・遺構保護について検討する。

後方部は自然侵食や後世の改変等により損壊している。試掘確認調査の結果に基づき、類似例を参考 としながら、適切な工法で復旧を検討する。

ただし、土嚢撤去の際、中の土は埋戻しに使用し、埋戻土が流出しないよう適切な措置を行う。 既設の案内板・階段等は、見学者の便宜のため残す。

樹木については、遺構に影響を及ぼすような抜根は認めない。

(3) 千坊山遺跡

竪穴住居等の遺構遺存状況が不明である。このため必要な発掘調査を行う。

第2種地区は、古里小学校の校外学習広場として利用されているため、現状維持を原則とする。既設の案内板等は、見学者の便宜のため残す。

指定地内の墓地は、史跡の本質的な価値とは関連がないが、地域の長い歴史を物語るものであり、 現状維持とする。 第3種地区に所在する樹木は、斜面保護、植生保護、景観保持、緩衝地帯のため、現状維持を原則とする。ただし、防災上必要な時は伐採を認める。地形の改変や遺跡の保護に影響を与えるような抜根は認めない。

指定地内で確認されているササクサについては、その保護に配慮する。

(4) 六治古塚墳墓

指定地南側は侵食による崩落が見られる。試掘確認調査の結果に基づき、類似例を参考にしながら、 適切な工法で防災措置・復旧等を検討する。

指定地内には、建物1棟があり、遺跡の本質的価値とは直接関係ないため、移転あるいは撤去する。

(5)向野塚墳墓

遺跡全体が、畑作、後世の改変等により損壊している。試掘確認調査の結果に基づき、類似例を参考にしながら、適切な工法で復旧を検討する。

指定地北西隅にある富山病院敷地内の井戸は、史跡の本質的価値とは関係なく、原則としては撤去が望ましいが、管理者である富山病院は融雪装置の井戸として今後も使用を継続するとされている。井戸を第3種地区とし、当面現状維持とする。

竹は、根が張ることにより遺構が損壊する懸念があり、対策が必要である。

(6) 富崎墳墓群

2 号墓北側斜面と 3 号墓北西、北東側斜面は、崩落の危険性があり、遺構保護のため適切な工法で防 災措置を検討する。

1・2 号墓は、現在牧草地として利用されている。このため指定地内に牧草刈取用の機械が入ることも想定されるため、史跡保護のため富山県や農業技術センター畜産試験場と調整を図る必要がある。

3号墓指定地で確認されているササクサついては、その保護に配慮する。

(7) 富崎千里古墳群

指定地北側に、侵食による崩落が見られ、進行を止めるため、適切な工法で防災措置を検討する。

第4節 現状変更等の取扱方針及び取扱基準

基本方針を受けた現状変更等の基準を次のとおり定める。

1. 現状変更等の許可に関する取扱基準

(1) 王塚古墳 (P135 図 54)

	第1種地区 (指定地)	第4種地区 (指定地外)
地区の概要	主要な遺構が存在する地区。 (斜線部分:地形の侵食・改変が認められる地域)	史跡と一体的にとらえられる、あるいはその可能性のある地区。 ※主要遺構が広がる可能性のある指定地の 隣接地。
現状変更基準	事前調査の上、史跡の調査研究・保存・ 管理・活用に資するもの以外認めない。	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の 取扱いとする。 地権者に景観保全などについて理解と協力 を求める。
住宅新築	認めない。	同上
住宅増改築	認めない。	同上
簡易な工作 物	認めない。	同上
道路建設	史跡の調査研究・保存・管理・活用以外 は認めない。	同上
道路改良	同上	同上
水路建設・ 改修・撤去	同上	同上
地形変更	同上	同上
樹木植栽・ 伐採	防災、植生保護、景観保全上好ましい場合は認める。遺構を損壊するおそれがある時は認めない。	同上
樹木抜根	遺構を損壊するおそれがある時は認めない。	同上
景観の保全	史跡にふさわしい景観に配慮する。	同上
発掘調査	遺存状況を把握するための最小限の調査 を行う。	遺存状況を把握するための最小限の調査を 行う。
追加指定		試掘確認調査の結果、重要な遺構が発見された場合は検討する。
土地公有化	寺社地であり現状所有のままとする。	追加指定された場合、検討する。

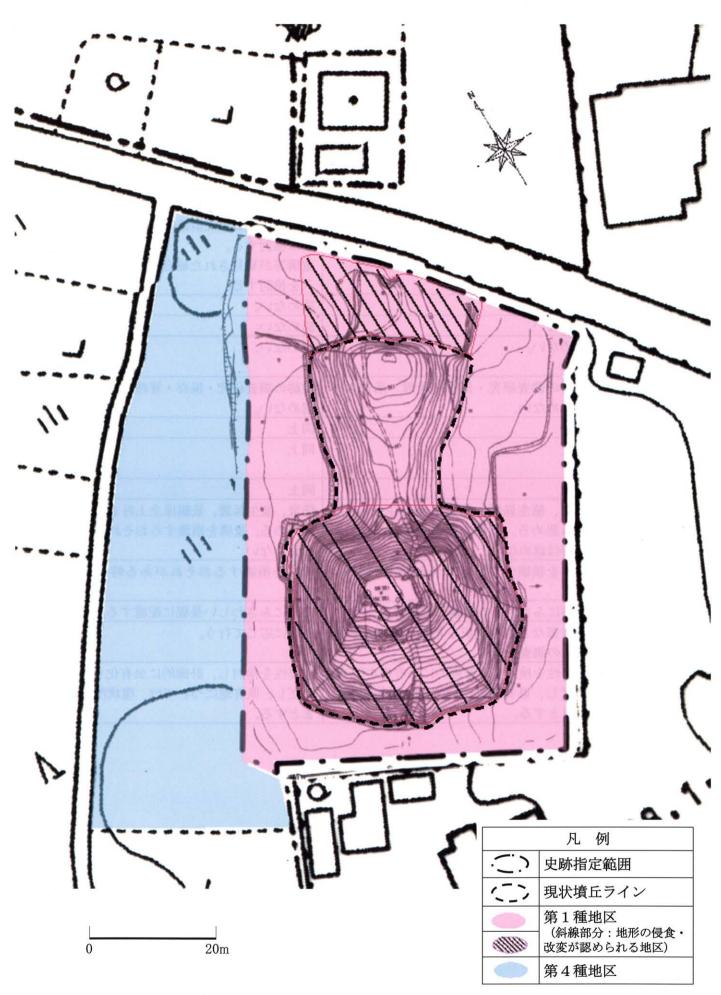


図54 王塚古墳 管理区分図 (1:600)

(2) 勅使塚古墳 (P137 図 55)

	第1種地区	第3種地区
	(指定地)	(指定地)
地区の概要	主要な遺構が存在する地域。	山麓斜面。
	(斜線部分:地形の侵食・改変が認めら	
	_ れる地域)	
現状変更基	事前調査の上、史跡の調査研究・保存・	現状維持。ただし遺構保護・防災工事、管
準	管理・活用に資するもの以外認めない。	理用道路敷設、眺望確保等のための間伐な
		どは検討する。
		遺構等が発見された場合、第1種地区に編
		入を検討する。
住宅新築	認めない。	認めない。
住宅増改築	認めない。	認めない。
簡易な工作	認めない。	認めない。
物		
道路建設	史跡の調査研究・保存・管理・活用以外	史跡の調査研究・保存・管理・活用以外は
	は認めない。	認めない。
道路改良	同上	同上
水路建設・改	同上	同上
修・撤去		
地形変更	同上	同上
樹木植栽・伐	防災、植生保護、景観保全上好ましい場	防災、植生保護、景観保全上好ましい場合
採	合は認める。遺構を損壊するおそれがあ	は認める。遺構を損壊するおそれがある時
	る時は認めない。	は認めない。
樹木抜根	遺構を損壊するおそれがある時は認めな	遺構を損壊するおそれがある時は認めな
	l V o	V'o
景観の保全	史跡にふさわしい景観に配慮する。	史跡にふさわしい景観に配慮する。
発掘調査	前方部など遺存状況を把握するために最	必要に応じて行う。
	小限の調査を行う。	
土地公有化	必要性を検討し、計画的に公有化を図る。	必要性を検討し、計画的に公有化を図る。
	ただし、県有地については、現状所有の	ただし、県有地については、現状所有のま
	ままとする。	まとする。

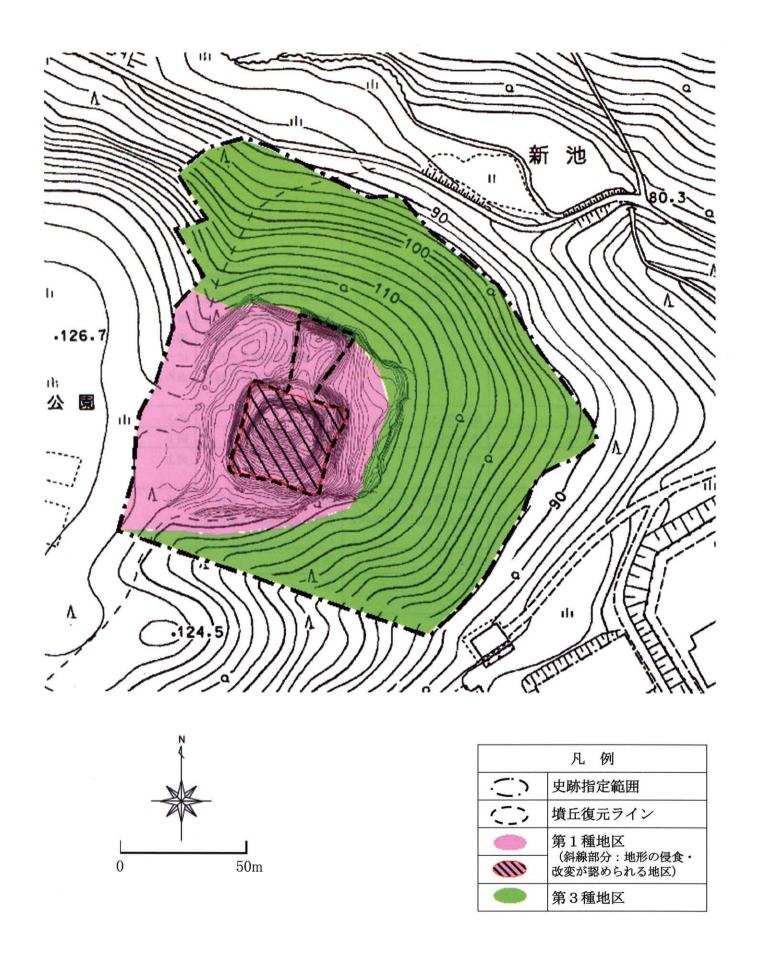
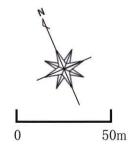


図55 勅使塚古墳 管理区分図 (1:1,500)

(3) 千坊山遺跡 (P139 図 56)

	第1種地区 (指定地)	第2種地区 (指定地)	第3種地区 (指定地)	第4種地区 (指定地外)
地区の概要	主要な遺構が存在する	地形改変により、遺構が	山麓斜面・墓地。	史跡と一体的にとらえ
	地区。	 遺存しない地区。		 られる、あるいはその可
		 ※千坊山遺跡内の旧運		 能性のある地区。
		動場の一部		 ※主要遺構が広がる可
				能性のある指定地の隣
				接地
現状変更基	 事前調査の上、史跡の	 	 現状維持。ただし遺構保	文化財保護法に基づく
準	調査研究・保存・管理・	管理・活用に資するもの	護・防災工事、管理用道	埋蔵文化財包蔵地の取
_	活用に資するもの以外	以外認めない。	路敷設、眺望確保等のた	投いとする。
	認めない。	5/2 hr. 62 , 9 4 . 9	めの間伐などは検討す	地権者に景観保全など
	William State 9		る。遺構等が発見された	について理解と協力を
			場合、第1種地区に編入	求める。
			を検討する。	4. 2 0
住宅新築	認めない。	認めない。	認めない。	同上
住宅増改築	認めない。	認めない。	認めない。	同上
簡易な工作 物	認めない。	認めない。	認めない。	同上
道路建設	史跡の調査研究・保	史跡の調査研究・保存・	史跡の調査研究・保存・	同上
	存・管理・活用以外は	管理・活用以外は認めな	管理・活用以外は認めな	
	認めない。	٧١ _°	い。	
道路改良	同上	同上	同上	同上
水路建設・改	同上	同上	同上	同上
修・撤去				
地形変更	同上	同上	同上	同上
樹木植栽・伐	防災、植生保護、景観	防災、植生保護、景観保	防災、植生保護、景観保	同上
採	保全上好ましい場合は	全上好ましい場合は認	全上好ましい場合は認	
	認める。遺構を損壊す	める。遺構を損壊するお	める。遺構を損壊するお	
	るおそれがある時は認	それがある時は認めな	それがある時は認めな	
	めない。	V '0	い。	
樹木抜根	遺構を損壊するおそれ	遺構を損壊するおそれ	遺構を損壊するおそれ	同上
	がある時は認めない。	がある時は認めない。	がある時は認めない。	
景観の保全	史跡にふさわしい景観	史跡にふさわしい景観	史跡にふさわしい景観	同上
3.5.1□ ≒m - 1 .	に配慮する。	に配慮する。	に配慮する。	
発掘調査	集落整備の必要性に応 じて行う。	必要に応じて行う。	必要に応じて行う。	遺存状況把握のための 調査を行う。
追加指定				試掘確認調査の結果、重
			AAAAAAAAaaaah	要な遺構が発見された
				場合は検討する。
土地公有化	必要性を検討し計画的	必要性を検討し計画的	必要性を検討し計画的	追加指定された場合、必
	に公有化を図る。	に公有化を図る。	に公有化を図る。	要性を検討する。





凡例		
•	竪穴住居確認部分	
0	第1種地区	
•	第2種地区	
0	第3種地区	
	第4種地区	
	花粉分析資料 採取地	

図56 千坊山遺跡 管理区分図 (1:2,000)

(4) 六治古塚墳墓 (P141 図 57)

	第1種地区 (指定地)	第3種地区 (指定地)
地区の概要	主要な遺構が存在する地区。	山麓斜面。
	(斜線部分:地形の侵食・改変が認められる	
	地区)	
現状変更基	事前調査の上、史跡の調査研究・保存・管理・	現状維持。ただし遺構保護・防災工事、管理
準	活用に資するもの以外認めない。	用道路敷設、眺望確保等のための間伐などは
		検討。遺構等が発見された場合、第1種地区
		に編入を検討する。
住宅新築	認めない。	認めない。
住宅増改築	認めない。	認めない。
簡易な工作物	認めない。	認めない。
道路建設	史跡の調査研究・保存・管理・活用以外は認	史跡の調査研究・保存・管理・活用以外は認
	めない。	めない。
道路改良	同上	同上
水路建設・	同上	同上
改修・撤去		
地形変更	同上	現状維持を原則。防災上必要な場合は検討す
		る。
樹木植栽・	防災、植生保護、景観保全上好ましい場合は	防災、植生保護、景観保全上好ましい場合は
伐採	認める。遺構を損壊するおそれがある時は認	認める。遺構を損壊するおそれがある時は認
	めない。	めない。
樹木抜根	遺構を損壊するおそれがある時は認めない。	遺構を損壊するおそれがある時は認めない。
景観の保全	史跡にふさわしい景観に配慮する。	史跡にふさわしい景観に配慮する。
発掘調査	保護整備の必要性に応じて行う。	保護整備の必要性に応じて行う。
土地公有化	必要性を検討し、計画的に公有化を図る。	必要性を検討し、計画的に公有化を図る。

(5) 向野塚墳墓(P141 図 57)

	第1種地区 (指定地)	第3種地区 (指定地)
地区の概要	主要な遺構が存在する地区。	富山病院所有地内の井戸。
	(斜線部分:地形の侵食・改変が認められる	
	地区)	
現状変更基	事前調査の上、史跡の調査研究・保存・管理・	現状維持。新規に掘削や遺構に影響のある改
準	活用に資するもの以外認めない。	修等は認めない。遺構等が発見された場合、
		第1種地区に編入を検討する。
住宅新築	認めない。	認めない。
住宅増改築	認めない。	認めない。
簡易な工作物	認めない。	認めない。
道路建設	史跡の調査研究・保存・管理・活用以外は認	史跡の調査研究・保存・管理・活用以外は認
	めない。	めない。
道路改良	同上	同上

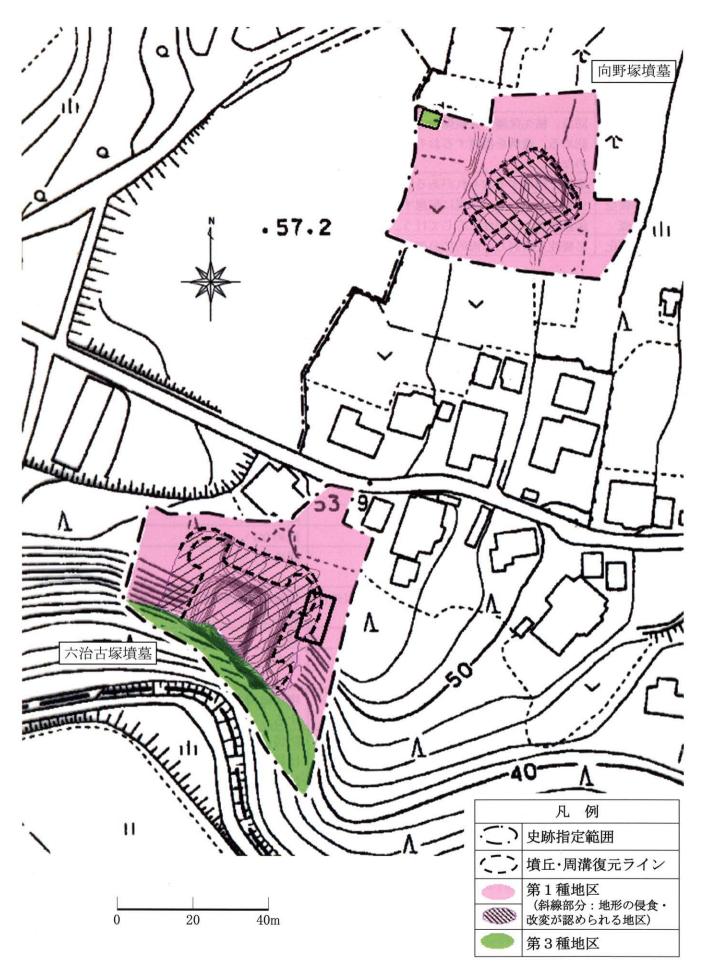


図57 六治古塚墳墓・向野塚墳墓 管理区分図 (1:1,000)

水路建設·	同上	同上
改修・撤去		
地形変更	同上	現状維持を原則。防災上必要な場合は検討す
		వ.
樹木植栽・	防災、植生保護、景観保全上好ましい場合は	防災、植生保護、景観保全上好ましい場合は
伐採	認める。遺構を損壊するおそれがある時は認	認める。遺構を損壊するおそれがある時は認
	めない。	めない。
樹木抜根	遺構を損壊するおそれがある時は認めない。	遺構を損壊するおそれがある時は認めない。
景観の保全	史跡にふさわしい景観に配慮する。	史跡にふさわしい景観に配慮する。
発掘調査	保護整備の必要性に応じて行う。	保護整備の必要性に応じて行う。
土地公有化	必要性を検討し計画的に公有化を図る。	必要性を検討し計画的に公有化を図る。

(6) 富崎墳墓群 (P143 図 58)

	第1種地区 (指定地)	第3種地区 (指定地)
地区の概要	主要な遺構が存在する地区。 (斜線部分:地形の侵食・改変が認められ る地域)	山麓斜面・後世の構築物など。
現状変更基準	事前調査の上、史跡の調査研究・保存・管理・活用に資するもの以外認めない。	現状維持。ただし遺構保護・防災工事、管理用道路敷設、眺望確保等のための間伐などは検討。遺構等が発見された場合、第1種地区に編入を検討する。
住宅新築	認めない。	認めない。
住宅増改築	認めない。	認めない。
簡易な工作 物	認めない。	認めない。
道路建設	史跡の調査研究・保存・管理・活用以外は 認めない。	史跡の調査研究・保存・管理・活用以外は 認めない。
道路改良	同上	同上
水路建設・ 改修・撤去	同上	同上
地形変更	同上	現状維持を原則。防災上必要な場合は検討 する。
樹木植栽・ 伐採	防災、植生保護、景観保全上好ましい場合 は認める。遺構を損壊するおそれがある時 は認めない。	防災、植生保護、景観保全上好ましい場合 は認める。遺構を損壊するおそれがある時 は認めない。
樹木抜根	遺構を損壊するおそれがある時は認めない。	遺構を損壊するおそれがある時は認めない。
景観の保全	史跡にふさわしい景観に配慮する。	史跡にふさわしい景観に配慮する。
発掘調査	必要に応じて行う。	必要に応じて行う。
土地公有化	必要性を検討し計画的に公有化を図る。た だし県有地については現状所有のままと する。	必要性を検討し計画的に公有化を図る。た だし県有地については現状所有のままと する。

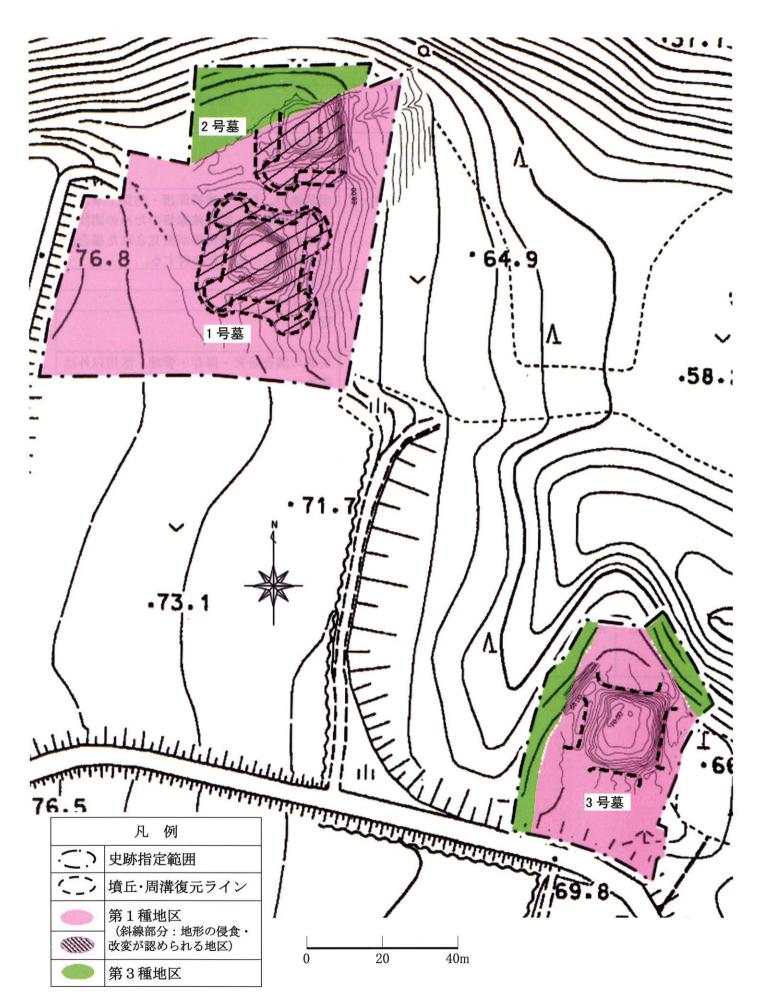


図58 富崎墳墓群 管理区分図 (1:1,000)

(7) 富崎千里古墳群 (P145 図 59)

	第1種地区	第3種地区
	(指定地)	(指定地)
	主要な遺構が存在する地区。	
		1 3220 1 2 3
現状変更基	事前調査の上、史跡の調査研究・保存・管	現状維持。ただし遺構保護・防災工事、管
準	理・活用に資するもの以外認めない。	理用道路敷設、眺望確保等のための間伐な
		どは検討する。遺構等が発見された場合、
上 分 生 分 生 数	対なない。	第1種地区に編入を検討する。
住宅新築	認めない。	認めない。
住宅増改築	認めない。	認めない。
簡易な工作 物	認めない。	認めない。
道路建設	史跡の調査研究・保存・管理・活用以外は	史跡の調査研究・保存・管理・活用以外は
坦路建設	要励り調査研究・保存・官座・福用以外は 認めない。	一変跡の調査切先・保存・官壁・福用以外は 認めない。
	同上	同上
水路建設·	同上	同上 .
改修・撤去	1.9	110
地形変更	同上	同上
樹木植栽・	防災、植生保護、景観保全上好ましい場合	防災、植生保護、景観保全上好ましい場合
伐採	は認める。遺構を損壊するおそれがある時	は認める。遺構を損壊するおそれがある時
	は認めない。	は認めない。
樹木抜根	遺構を損壊するおそれがある時は認めな	遺構を損壊するおそれがある時は認めな
	٧١°	V,
景観の保全	史跡にふさわしい景観に配慮する。	史跡にふさわしい景観に配慮する。
発掘調査	必要に応じて行う。	必要に応じて行う。
土地公有化	県有地であり現状所有のままとする。	必要性を検討し計画的に公有化を図る。た
		だし県有地については現状所有のままとす
		る。



図59 富崎千里古墳群 管理区分図 (1:1,500)

第5節 史跡指定地以外の周辺環境を構成する要素の保存管理

1. 第4種地区の遺跡の取扱いについて (P147 図 60)

	第4種地区 (指定地外)	
地区の概要	史跡と一体的にとらえられる、またはその可能性のある地区。	
	※王塚古墳隣接地、王塚古墳陪塚、千坊山遺跡隣接地、富崎千里古墳群北群。	
現状変更基準	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の取扱いとする。 地権者に景観保全などに理解と協力を求める。	
住宅新築	同上	
住宅増改築	同上	
簡易な工作物	同上	
道路建設	同上	
道路改良	同上	
水路建設・改	同上	
修・撤去		
地形変更	同上	
樹木植栽・伐	同上	
採		
発掘調査	同上	
追加指定	試掘確認調査の結果、重要な遺構が発見された場合は、検討する。	

2. 史跡周辺の遺跡について (P147 図 60)

史跡と関連のある、またはその可能性のある遺跡には、富崎赤坂遺跡、離山砦遺跡、五ツ塚古墳群、 鏡坂墳墓群、杉谷古墳群がある。

取扱いに関しては、文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の扱いとする。活用に際して所有者・管理者に理解と協力を求める。

追加指定について、試掘確認調査の結果、重要な遺構が発見された場合は、検討する。

史跡周辺遺跡の環境については、今後良好に保存していくために関係法令や関係機関と調整を図る必要がある。

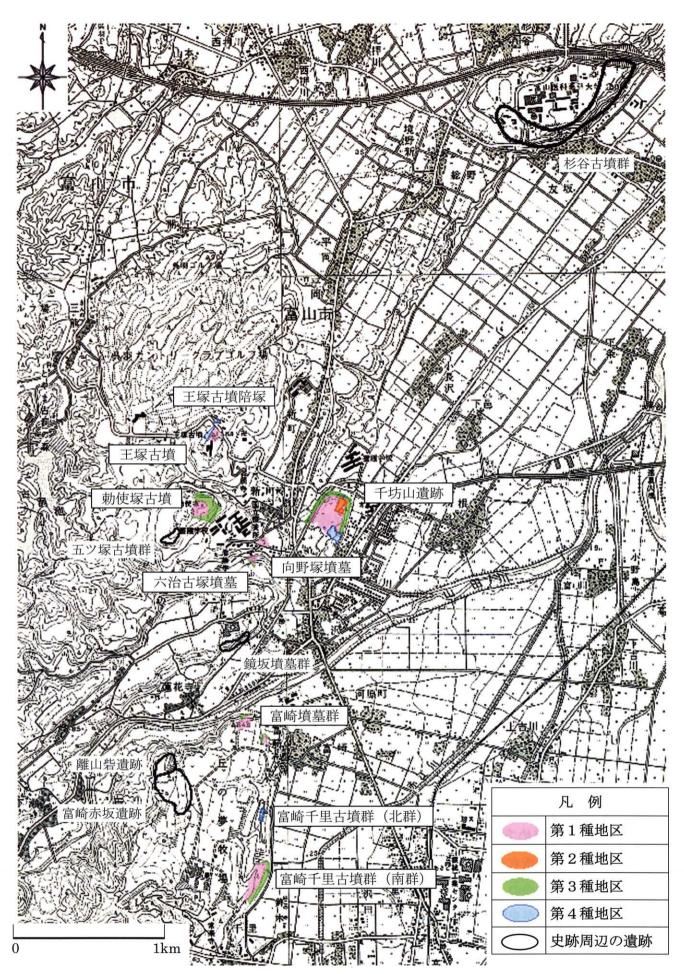


図60 史跡と周辺の関連遺跡位置図 1:25,000

第4章 整備・活用及び運営・体制整備

第1節 史跡の整備方針

史跡王塚・千坊山遺跡群は、弥生時代後期から古墳時代前期にかけての墳墓や集落跡7カ所で構成され、東西1.5キロ、南北3キロという広範囲に立地する。

今後、保存管理計画に基づき、整備計画について十分な検討を行い、史跡の保存・活用を目的とする 整備を目指すこととする。

1. 整備·活用エリアと保存エリア (P149 図 61)

史跡の整備・活用事業は、文化庁文化財補助金等を活用し、史跡間の距離が近く、歴史の流れが学べる王塚古墳など5遺跡を「整備・活用エリア」として整備を進める。

また、大部分が県有地であり、希少種の植生を保護する**富崎墳墓群**など2遺跡を「**保存エリア**」として現状保存する。

2. 各遺跡の整備

	D 753777 77 110	
	史跡名	整 備 内 容
整備・活用エリア	王塚古墳	損壊部分の復旧、樹木の整理、墳丘の侵食防止措置を行う。
	勅使塚古墳	損壊部分の復旧、樹木の整理、墳丘の侵食防止措置を行う。
	千坊山遺跡	弥生時代集落・周辺環境の復元を行うとともに、体験学習・多目的活用
		の場として重点整備を行う。あわせてガイダンス施設の設置を検討する。
	六治古塚墳墓	墳丘の損壊防止のために保護整備を実施。墳丘を復旧・修理する。
	向野塚墳墓	墳丘の損壊防止のために保護整備を実施。墳丘を復旧・修理する。
保存エリア	富崎墳墓群	当面現状保存。景観保全、植生の保護を図るとともに、標柱、案内柱等
		を設置する。
	富崎千里古墳群	当面現状保存。景観保全、植生の保護を図るとともに、標柱、案内柱等
		を設置する。

※保存エリアは、史跡が適切に保護されるよう、所有者である富山県(富山県農業技術センター畜産試験場)と調整を図る必要がある。

第2節 運営・体制整備

史跡の保存管理を運営する体制として、富山市の直営や指定管理者制度の活用などを検討する。

第3節 今後の進め方

- 1. 指定地は多くの所有者(130名)がおり、土地利用の形態も複雑である。県有地や寺社地などは公有化は行わないものの、史跡の適切な保存管理のため、必要な土地の公有化を推進する。また、文化庁長官から富山市が史跡の管理団体の指定を受け、史跡の保存管理を図る。
- 2. 今後、試掘確認調査の実施、史跡整備の基本構想、基本計画、ガイダンス施設の設置、運営及び体制整備などを、広い視野で検討する。

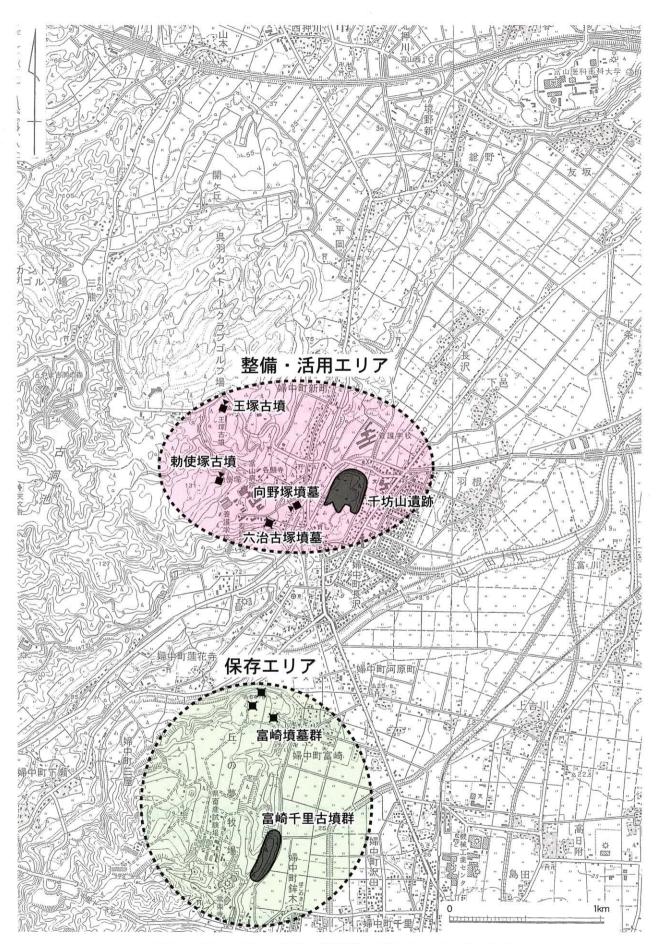


図61 史跡王塚・千坊山遺跡群エリア図 (1:25,000)

【参考文献】

泉佐野市教育委員会 2003 『史跡 日根荘遺跡 保存管理計画書』

岡本淳一郎 1991 「婦中町富崎地内採集の遺物」『大境』第13号 富山考古学会

小浜市教育委員会 2000 『史跡後瀬山城跡保存管理計画書』

静岡市教育委員会 2000 『史跡片山廃寺跡保存管理計画 —史跡片山廃寺跡保存管理計画策定事業報告書—』

高槻市教育委員会 2007 『史跡・安満遺跡保存管理計画書』

知覧町教育委員会 1996 『国史跡知覧城保存管理策定報告書』

脚富山県文化振興財団

埋蔵文化財調査事務所 2003 『富山県ボランティア埋蔵文化財保護活動事業発掘体験講座 平成 10 年度 婦負郡婦中町 勅使塚古墳 平成 11 年度 中新川郡上市町 永 代遺跡 平成 12 年度 東砺波郡福野町 安居窯跡群 平成 13 年度 射 水郡小杉町 中山中遺跡 発掘調査報告』

島根県安来市教育委員会 2007 『史跡 荒島古墳群・仲仙寺古墳群 一整備事業報告書―』

鳥取県教育委員会 2003 『国史跡 妻木晚田遺跡 整備活用基本計画』

富山県教育委員会 2006 『富山県中世城館遺跡総合調査報告書』

富山市 1987 『富山市史 通史』

富山市教育委員会 1974 『富山市境野新遺跡発掘調査報告書』

富山市教育委員会 1974 『富山市杉谷地内埋蔵文化財予備調査報告書』

富山市教育委員会 1975 『富山市杉谷(A・G・H)遺跡発掘調査報告』

富山市教育委員会 1976 『富山市古沢・金屋地内古墳概要調査報告書』

富山市教育委員会 1981 『白鳥城跡試掘調査概要』

富山市教育委員会 1984 『富山市呉羽山丘陵古墳分布調査報告書』

富山市教育委員会 1992 『富山市の「文化財・史跡案内」』

富山市教育委員会 1999 『史跡北代遺跡ふるさと歴史の広場整備事業報告書』

富山市教育委員会 1999 『栃谷南遺跡』

富山市教育委員会 2002 『富山市栃谷南遺跡発掘調査報告書II』

富山市教育委員会 2002 『富山市栃谷南遺跡発掘調査報告書Ⅲ』

富山大学人文学部考古学研究室 1990 『越中王塚・勅使塚古墳測量調査 ―北陸の前方後円・後方墳 の一考察―』

西井龍儀 2007 「常楽寺周辺の遺構と石造物調査」『富山市の遺跡物語』富山市教育委員会埋蔵文化 財センター所報 VOL.8

氷見市教育委員会 2006 『史跡柳田布尾山古墳整備事業報告書』

婦中町 1967 『婦中町史』

婦中町 1996 『婦中町史通史編』

婦中町 1997 『婦中町史資料編』

婦中町教育委員会 1986 『富山県婦中町 富崎・千里地区埋蔵文化財予備調査概要』

婦中町古里公民館・婦中町教育委員会 1994 『ふるさと 郷土の歴史と文化・再発見』

婦中町教育委員会 1995 『千坊山遺跡(1)』

婦中町教育委員会 1996 『千坊山遺跡(2)』

婦中町教育委員会 1998 『千坊山遺跡 (3)』

婦中町教育委員会 2000 『富山県婦中町 外輪野 I 遺跡・鏡坂 I 遺跡発掘調査報告』

婦中町教育委員会 2002 『富山県婦中町 千坊山遺跡群試掘調査報告書』

文化庁文化財部記念物課監修 2005 『史跡等整備のてびき』

史跡王塚・千坊山遺跡群保存管理計画策定報告書

2008 (平成20) 年3月31日発行

発行 富山市教育委員会

編集 富山市教育委員会 埋蔵文化財センター

〒930 - 0091

富山市愛宕町1丁目2番24号

Tel 076 - 442 - 4246

Fax 076 - 442 - 5810

E-mail: maizoubunka-01@city.toyama.lg.jp

印刷 大栄印刷株式会社



「文化財を大切にしましょう」 文化財愛護シンボルマーク